世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民農園条例施行規則（平成６年１月世田谷区規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

世田谷区立上祖師谷２－３２ファミリー農園	東京都世田谷区上祖師谷二丁目３２番５号
世田谷区立弦巻５－２１ファミリー農園	東京都世田谷区弦巻五丁目２１番４号

附　則

この規則は、令和９年３月１日から施行する。